



第44回会合における構成員からの主なご意見

2023年5月25日
事務局



笹原先生ご発表 について

- フェイクニュースの場合、自然発生ではなく、エコーチェンバーやフィルターバブルを悪用した強力な発信者がおり、さらにはBotといった形で、その意見が、フィルターで上位に挙げられてそこに人が群がるといった構造もあるのかなと感じました。【寺田構成員】

<p>論点整理（案） 論点 2 - 1 対象となる事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 必ずしも大規模なサービスのみではなく、サービスの目的、性質を考慮した上でありますが、基本的にはリスクベースで考えていくことをもう少し強調していただいて、それほど大きな規模のものがあるのかどうなのかというところが、私も分かっていないところもありますが、例えば健康情報に特化したようなサイトはリスクとして非常に大きい、直接的に利用者に被害を与える可能性があるということや、それから、これをプラットフォームとして含めるのかどうなのかというところに悩むところはあると思いますが、まとめサイトのような、いわゆるアテンションエコノミーを主力にしているようなサイトも、やはり検討として挙げていただけたらありがたいと思っています。【寺田構成員】
<p>論点整理（案） 論点 2 - 3 コンテンツモデレーションの自主的な改善サイクル</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各プラットフォーム事業者が自主的にやるという中で、ぜひその辺はうまく見ていただいて、もちろん自主的なのですが、各プラットフォーム事業者であまりにも開きがないようにするという非常に難しい課題ではありますが、ぜひそういう視点を捉えて、まとめていただければと思います。【手塚構成員】
<p>論点整理（案） 論点整理 3 - 3 違法情報の流通の監視</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 監視義務を前提とした責任の制度にするかどうかということは、プロバイダ責任制限法の制定のときにも議論がなされましたが、プロバイダ責任制限法の基本的な考え方として、監視義務はなく、監視義務はないけれども、知ったら対応する必要があるということでこれまで運用してきたわけございまして、そういう大きな前提から一步踏み出すに当たっては慎重な検討が必要なのではないかと思います。もちろんSNSの状況も、社会の状況も、今日のお二方の先生の御説明にもあったように大分変わってはきているわけございまして、SNSが、より我々の社会にとって大きなものになっているということは間違いないわけですが、その監視義務に踏み込むかということ、それは結構難しいのかなと思っております。【森構成員】

論点整理（案）
論点3-4 権利
侵害情報に係る送
信防止措置請求
権の明文化

- 送信防止措置の請求権、削除請求権の在り方についても慎重な検討していただいたことが、ありとあらゆる論点について触れていただいたことが分かりますけれども、恐らく、この点は引き続き課題になるのかなと思っておりますので、今後、検討を続けた結果についても、適宜フィードバックしていただければと思っております。【大谷構成員】
- 権利侵害情報に係る送信防止措置請求権の明文化について、これは非常に野心的な提案である一方で、したがって、当然のことながら、その整理案の中には慎重な検討を要するのではないかとお書きいただいています。それについて、私は全く賛成でございますけれども、他方で、これはかなり意味のある選択肢なのではないかと思っています。
角度を変えて申し上げれば、プロバイダ責任制限法は損害賠償請求権が、どんな場合にプラットフォーム事業者に対して発生するかということについて、プロバイダの責任を限定すると説明がされております。しかしながら、実際の感覚としては、プロバイダの責任を制限しているというよりも、従来の裁判例等を前提に、あるいは、従来の裁判例等をプラットフォーム事業者に当てはめたときに、どのような責任をプラットフォーム事業者、掲示板管理者が負うべきかということについて考えた、ある種のプロバイダ責任確認法であったわけです。
これは当然損害賠償についての責任に限られていたわけですが、ここに来て削除、法的には差止めになりますけれども、送信防止の必要性が高まってきたときに、送信防止の観点から、もう一度プロバイダの責任を考えたときに、送信防止、差止めの局面でもプロバイダ責任確認法が求められているのではないかということになります。民事のルールですので、もしこれを決めたら、今の裁判所がプロバイダ責任制限法に従って損害賠償請求権について判断しているように、差止請求権について裁判所が判断することになりますので、先ほどの公法と司法の不一致のような問題は出てきません。その代わり、非常に大きなルール設定をこの検討会ですることになりますけれども、他方で、検討会、あるいは総務省、あるいはインターネットの誹謗中傷について専門的に検討している人たちは、裁判所よりもこの問題をよく知っているわけですので、裁判所の抽象的な、漠然とした差止めの一般的なルール、これは、紙を基につくられてきた一般的なルールを使ってやっているわけですが、そうではないプラットフォーム状況をよく知っている我々が、プラットフォーム責任確認法を、送信防止措置の観点から提案する、考えていくということは非常に有益なことなのではないかと思っております。【森構成員】



論点整理（案）
論点 3 - 5 - ②
権利侵害性の有
無の判断支援
（公正中立な立
場からの要請）

- 自ら定める運用基準に基づくといったことは当然のことだと思いますし、引き続き、そういった基準に基づいて対応するしかないと思いますが、こういったそれぞれの事業者の運用基準を複数の事業者で、共同で運用基準を定めたり、その判断の仕方について相互に検討したりするような仕組みも意味があるのではないかと考えており、現状、そういった役割を期待されているところが十分に機能していない面は、私自身、少し反省させられるところですが、必要に応じて裁判手続を利用し、裁判例などが公開されることによって、公正中立な判断機関が存在するのと同様な効果が得られるような仕組みも引き続き検討する必要があるのではないかと考えられました。
【大谷構成員】